

薬食発 1112 第 12 号
平成 26 年 11 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について

輸血療法の適正化及び血液製剤の使用適正化については、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について（平成 24 年 3 月 6 日付け薬食発第 0306 第 4 号厚生労働省医薬食品局長通知）の別添 1「輸血療法の実施に関する指針」及び別添 2「血液製剤の使用指針」により示してきたところです。

今般、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部を改正し、別添 1 及び別添 2 のとおりとしたので、貴管内医療機関、日本赤十字社血液センター及び市町村に指針改正について周知いただき、輸血療法の適正化及び血液製剤の使用適正化が推進されるようご協力願います。

記

1. 改正の趣旨

「薬事法等の一部を改正する法律」（平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。）が施行され、「薬事法」（昭和 35 年法律第 145 号）の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められること等に伴い、必要な記載の整備を行うものである。

2. 適用日

本通知は、改正法の施行日から適用する。